

関西島根美郷会 会則

(名称)			
第1条	この会は、関西島根美郷会と称する。		
(目的)			
第2条	関西島根美郷会は、ふるさと美郷町との連携を密にして、ふるさと美郷町の発展と活性化に貢献すると共に、会員相互の親睦と交流を図る事を目的とする。		
(組織)			
第3条	関西島根美郷会の会員は、第2条の目的に賛同して入会申込みをした、旧邑智町と旧大和村の出身者及びその縁故者をもって会員とする。		
(会の業務)			
第4条	関西島根美郷会は、目的達成の為次の事業を行う。 (1)ふるさと美郷町の発展と活性化に関する事。 (2)ふるさと美郷町の都市交流事業に対する支援に関する事。 (3)ふるさと美郷町の町づくりへの提言、観光宣伝に関する事。 (4)会員相互の親睦、交流に関する事。 (5)その他目的達成に必要な事項。		
(会の所在地)			
第5条	関西島根美郷会の事務所は、会長宅に置く。		
(役員)			
第6条	理事会に、次の役員を置くものとする。 (1)会長 1名 (2)副会長 若干名 (3)事務局長・次長 各1名 (4)会計 1名 (5)理事 若干名 (6)会計監事 2名 (7)顧問 若干名		
(役員の任務)			
第7条	役員は、次の任務を行う。 (1)会長は、会を代表し、会務を総括する。 (2)副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。 (3)事務局長は、本会の運営と美郷町との連絡調整及び一般事務を行う。 次長は、事務局長を補佐する。 (4)会計は、理事と連携、協力のもとに会の会計事務を行う。 (5)理事は、理事会を組織して次の任務を行う。 ①理事会において、事業計画の立案及び議案の審議をすると共に、実行・推進にあたり、会員の連絡調整に努める。 ②会長の諮問する事項の審議 (6)会計監事は、会の財産及び会計業務の執行状況を監査する。 (7)顧問は、会の運営に関し、適時助言を行う。		
(役員の選任と任期)			
第8条	理事及び監事は、会員の中から総会で選任する。 また、会長・副会長・事務局長・会計は、理事の中から理事会で選任する。 (1)役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 (2)任期途中で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。 (3)役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまではその職務を行う。		
(会議)			
第9条	会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。 (1)総会は年1回開催し、会員の親睦と交流の場とする。 (2)理事会は、事業計画の推進に併せて隨時開催する。		
(会議の運営)			
第10条	会議を招集するには、会議の構成員に対し、会議の目的たる事項ならびに日時・場所を示し通知する。 2 会議構成員の過半数の出席により成立し、議決は出席者の過半数で決め、可否同数の場合は議長が決める。		
(会議の議決事項)			
第11条	会議の議決事項は、次の通りとする。 (1)総会 ①役員の選任 ②事業計画及び予算 ③事業報告及び決算 ④会則の改廃 ⑤その他理事会で審議する事が、必要と思われる事項 (2)理事会 ①各事業を具体的に計画、推進するに当たっての必要事項		
(会議の議長)			
第12条	総会及び理事会の議長は、会長が務める。		
(加入及び脱退)			
第13条	関西島根美郷会の会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出するものとし、脱退しようとする者は、事務局に届け出る事とする。		
(会計)			
第14条	関西島根美郷会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもって当てる。会費は、理事会において決定する。		
(事業年度)			
第15条	関西島根美郷会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日とする。		
(委任)			
第16条	この会則に定めるものの他、会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。		
(付則)			
この会則は、2008年3月16日から施行する。			
この会則は、2012年3月4日から一部改定し施行する。			
この会則は、2019年3月17日から一部改定し施行する。			
この会則は、2023年3月19日から一部改定し施行する。			